

ご寄付ありがとうございました

▼問合せ 総務課

☎ 62-2151

令和3年度上半期に次の方からご寄付・ご寄贈がありました。ご趣旨に沿い、有効適切に活用させていただきます。

- 嵐山町自動車整備組合様
- 嵐山町建設水道事業協同組合様
- 村田弘子様
- ユタカ技研労働組合様
- 株式会社研文社様
- 株式会社T.K.C様
- 明治安田生命保険相互会社様
- パマデンス株式会社様
- (受付順)
その他匿名希望の方からも、多くのご寄附・ご寄贈をいただきました。

紅葉まつりを開催します

▼問合せ 嵐山町観光協会

☎ 81-4511

11月20日(土)・21日(日)の2日間、嵐山渓谷紅葉まつりを開催します。
詳細は観光協会ホームページ等でお知らせします。

交通災害共済の見舞金

▼問合せ 町民課

☎ 62-2154

市町村交通災害共済に加入している方が、加入期間中に交通事故でけがをし、病院等で治療を受けた場合、入院・通院の日数に応じて、見舞金を受け取ることができます。
見舞金は、交通事故にあわれた日の翌日から起算して2年を経過すると、走行中の自転車から落ちた等、警察に届出していない小さな事故でも対象となる場合があります。
町民課にて、見舞金の対象になるかの確認と、請求の受付を行っておりますので、お電話または窓口にて、一度ご確認ください。

安全・安心な学校給食を届けるために

▼問合せ 教育委員会事務局

☎ 62-0823

「学校給食」は、子供たちにとってバランス良く栄養を摂取するために欠かせない存在であると共に、食材の生産者、調理師、栄養教諭など多くの方が携わって成り立ち、町立小・中学校と幼稚園に提供しています。

地域福祉人材育成助成金

▼問合せ 福祉課

☎ 62-0716

町では、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、助成金を交付しています。

助成額及び交付要件

・5万円

①事業所での勤務経験のない方で、対象となる資格のいずれかを取得し、新規に対象となる所在地にある事業所で勤務を開始された方

②対象となる資格のいずれかを持ち、事業所での勤務経験のある方が、結婚、育児、病気等の理由から3年以上の離職期間を経て、対象となる所在地の事業所で勤務を開始された方

・3万円

対象となる所在地の事業所に勤務される方で、自己の技能向上のために、対象となる資格を新たに取得された方

※申請は、1人1回を限度とします。ただし、自己技能向上のため、新たに資格を取得された場合は、その都度3万円が支給となります。

①申請日に嵐山町に住所がある方

次の条件の全てに該当する方

②申請時に嵐山町に引き続き1年以上住民登録がある方で、保健所で特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方

難病患者見舞金

▼問合せ 福祉課

☎ 62-0716

勤務を開始した日(資格取得については、資格を取得した日)から1年以内に申請してください。申請用紙は役場福祉課に用意してあります。また、町ホームページからも取得できます。

※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることが出来なくなります。

①今年度申請していない方
②申請時点で町に引き続き1年以上住民登録がある方で、保健所で特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方

※支給対象者等の詳細について、お問い合わせください。
請求書類 福祉課までご請求ください。
請求者により書類の種類が異なります。

※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることが出来なくなります。

①申請時に嵐山町に引き続き1年以上住民登録がある方で、保健所で特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方

※支給対象者等の詳細について、お問い合わせください。
請求書類 福祉課までご請求ください。
請求者により書類の種類が異なります。

①今年度申請していない方
②申請時点で町に引き続き1年以上住民登録がある方で、保健所で特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方

※支給対象者等の詳細について、お問い合わせください。
請求書類 福祉課までご請求ください。
請求者により書類の種類が異なります。

11月はいじめ撲滅強調月間

▼問合せ 埼玉県民生活部青少年課

☎ 048-830-12907

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたらしくしたら一人で悩まず相談・通報してください。

いじめを受けているかの確認と、請求の受付を行っておりますので、お電話または窓口にて、一度ご確認ください。

よい子の電話教育相談（埼玉県立総合教育センター）

(毎日24時間)

18歳以下の子供用（無料）
#73000（なやみゼロゼロ）
または☎ 0120-861-3192

保護者用
☎ 048-556-0874
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
FAX相談 ☎ 0120-81-3192

※Eメール、FAX相談の受信確認及び返信は、平日の9時から17時の時間帯に行っています。

特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン

(毎日24時間)

18歳以下の子供専用（無料）
☎ 048-645-4343

社会福祉法人 埼玉いのちの電話

(毎日24時間)

☎ 048-822-7007
Eメールによる相談
子どもの人権SOS-eメール
検索

埼玉県警察少年サポートセンター

(月～金／祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分)

☎ 048-861-1152（少年用）
#048-865-4152（保護者用）

子どもスマイルネット
(毎日／祝日・年末年始を除く10時30分～18時)

☎ 048-865-4152（少年用）
#048-822-7007

子どもスマイルネット
(毎日24時間)

社会福祉法人 埼玉いのちの電話
(毎日24時間)

☎ 048-645-4343

特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン

(毎日16時～21時)

18歳以下の子供専用（無料）
☎ 0120-917777

②町税等を滞納されていない方（同一世帯に属する方も含みます）
③申請日に対象となる所在地の事業所に勤務されている方

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者

対象となる資格
②社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者

③申請日に対象となる所在地の事業所に勤務されている方

・特定疾患等医療受給者証の写し
・印鑑

・通帳等（振込先口座番号等が分かるもの）

見舞金額 年額5000円
持ち物

方、特別障害者手当、在宅重度心身障害者手当等を受給している方は支給対象外となります。

支給対象外となります。

支給対象外となります。